### 4月1日から使用料等が変わります

令和元年10月1日に実施された消費税(消費税・地方消費税)率の引上げや、施設を利用される方から受益者 負担として納めていただく使用料等の適正化を図るため、4月1日から使用料等を改定することとなりましたの で、皆さんのご理解をお願いします。

詳しくは、各施設または担当課にお問い合わせください。

### 使用料等が改定となる施設

施 影	ž	担当課 問い合わせ先	施	ጟ	担当課問い合わせ先
太宰治記念館「斜陽館」	$(\mathrm{Tel}53-2020)$	社会教育課 内線2931	市民体育館	(Tel34-6121)	スポーツ 振興課 内線2952
津軽三味線会館	(Tel54 - 1616)		市営球場	$({\tt Tel} 34-6121)$	
楠美家住宅	$(\mathtt{Tel}29-3575)$		市営庭球場	$({\tt Tel} 34-6121)$	
立佞武多の館	(Tel38 - 3232)	観光物産課 内線2573	市浦B&G海洋センター	$({\tt Tel}62-3016)$	
立佞武多広場	(Tel38 - 3232)		金木運動公園	(Tel52 - 2527)	
市浦地域活性化センター	(Tel62 - 2775)		山村広場	$({\tt Tel}62-3016)$	
十三湖中の島ブリッジパーク	(Tel62 - 2775)		つがる克雪ドーム	$(\mathrm{Tel}33-3377)$	
脇元海辺ふれあいゾーン	$({\tt Tel}62-2775)$		弓道場		
十三湖マリーナ	(Tel62 - 3754)		勤労者総合スポーツ施設	(Tel33 - 0121)	
			漆川体育館	(Tel34 - 5680)	

#### 改定となるその他の使用料

区 分	担当課	担当課問い合わせ先
ペット火葬場使用料	環境対策課	内線2367

## し尿汲取料金の改定について

し尿汲取業務は、組合が許可した業者が収集運搬を 行っています。

このたび、許可業者から、収集運搬に要する経費や 諸物価の高騰、県内の料金改定の状況を勘案し、し尿 汲取料金の見直しをして欲しいとの要望がありました。

このため、当組合では、5年ぶりに汲取料金の改定について検討を行い、許可業者に通知しています。

汲取料金は、組合が示した額を参考に許可業者が定めることになっています。組合が提示したし尿汲取料金の額は次のとおりです。

▶1回に収集したし尿180ℓまで

1,656円(消費税込み)

▶180ℓを超える場合については、10ℓにつき92円を加 えた金額(消費税込み)

なお、浄化槽汚泥および仮設トイレ等の汲取料金については、当組合では提示していませんので、許可業者に直接ご確認ください。新料金は、4月1日から適用されます。

対象世帯の皆さんには、許可業者が周知を行います ので、し尿汲取業務の適正な実施について、ご理解と ご協力をお願いします。

\*中央クリーンセンターのし尿処理手数料はこれまで 通り10リットル当たり1.76円で変更はありません。

問···西北五環境整備事務組合 Tel38-1205

# 市民税・県民税の申告をお忘れなく

令和2年度(令和元年分)の市民税・県民税の申告期限は3月16日(月)です。3月17日(火以降の確定申告書は、本人が税務署へ郵送もしくは直接持参することになりますので、ご了承ください。

申告の日程等、詳細については、広報1月号に掲載している「令和2年度市民税・県民税申告のお知らせ」や市ホームページをご覧ください(\*広報1月号は、税務課や各総合支所窓口にも備え付けてあります)。

#### 申告にお出での際は、

▷はんこ(認め印)を忘れずにお持ちください。

▷領収書類は、あらかじめ整理し、合計金額を算出してきてください。

- ▶給与や公的年金の「源泉徴収票」は、金額にかかわらず、発行されたものすべてをお持ちください。
- ▶毎年、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要です。前年持参された方も、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと身元確認書類(運転免許証など)をお忘れないようお願いします。
- \*申告書には、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載も必要ですが、これらの方々は番号確認書類(マイナンバー通知カード等)のみ必要です。
- \*ご本人が申告できないやむを得ない事情がある場合 やご不明な点については、お問い合わせください。

**問**…税務課 内線2253